

## ま　え　が　き

本年3月29日、文部省は学校教育法施行規則を一部改正するとともに、同日付けをもって新しい学習指導要領を告示しました。

新学習指導要領は、昨年7月の教育課程審議会の答申に基づき、平成14年度からの完全学校週5日制の実施を踏まえ、「ゆとり」の中で「特色ある教育活動」を展開し、生徒に自ら学び自ら考える「生きる力」を育成することを基本的なねらいとして、「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」、「自ら学び、自ら考える力を育成すること」、「ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること」、「各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」を基本方針として改訂されたものであります。

具体的には、卒業に必要な修得総単位数の縮減、新教科として普通教科「情報」と専門教科「情報」及び「福祉」の設置、「総合的な学習の時間」の創設とともに、「学校設定教科・科目」を学校の判断で設置できるなど学校裁量の範囲の拡大などが盛り込まれております。

新学習指導要領に基づく教育課程は、平成15年度の第1学年から学年進行で実施されますが、平成12年度からは移行措置が講じられることになっております。

北海道教育委員会といたしましても、今回の改訂の趣旨の徹底や内容の理解を図るよう努めているところでありますが、各学校においては、新学習指導要領及び移行措置について研究を深めるとともに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、特色ある教育課程を編成されますよう願うものであります。

本手引は、そのための一つの資料として作成したものでありますので、各学校で十分活用されることを期待しております。

平成11年10月

北海道教育庁生涯学習部高校教育課長

山　本　宇　衛